

非常災害時の対応について

渋谷区教育委員会では、標記の件について令和 8 年 9 月 2 日付で一部変更しました。今後は下記の通りの対応となりますので、ご確認ください。

記

1 非常災害時における園・学校の対応ガイドライン

	気象災害時 (台風・大雨・大雪・暴風等)	地震発生時 (火山や噴火等も含む)
【前日】	○前日正午の時点で、気象状況により幼児・児童・生徒の登下校の安全確保に支障をきたすおそれがあり、交通機関の混乱等が予想される場合 ⇒<u>教育委員会の判断により、翌日の教育活動を「オンラインを活用した特例の授業」に切り替える。(ただし教員の出勤状況による)</u> この場合、放課後クラブはB会員のみの利用となります。詳細は放課後クラブにお問い合わせください。	
【当日】 登校前	○午前 6 時 3 0 分の時点で、気象庁から渋谷区に警戒レベル 3 相当（警報以上）が発表されている場合 ⇒<u>自宅待機とする。</u> ○午前 6 時 3 0 分時点で警戒レベル 2 相当（注意報）が発表されている場合 ⇒<u>周囲に十分注意して登校</u> ○午前 1 0 時の時点で、気象庁から渋谷区に警戒レベル 3 相当（警報以上）が継続して発表されている場合 ⇒<u>臨時休校</u>	□<u>震度 5 弱以上の地震が発生した場合 ⇒自宅待機とする。</u> □<u>震度 4 以下の地震が発生した場合 ⇒余震や周囲に十分注意して登校</u>
	※登校時に危険が伴う場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は欠席扱いにはなりません。学校へにご連絡ください。 ※交通機関の運休等で、教職員出勤が困難場合は、自宅待機や休校になる場合があります。 ※自宅待機や休校になる場合は、Home & Schoolでお知らせします。	

在校中	○警戒レベル3相当（警報以上）が発表され、下校時刻にかけて気象状況の悪化が見込まれる場合 ⇒学校待機又は一斉下校 ○雷の音が聞こえた時 ⇒建物内に避難し、学校待機 ※いずれの場合もHome & Schoolでお知らせします。	□震度5時弱以上の地震が発生した場合 ⇒すべての活動を中止し手安全姿勢をとる。 ⇒引き渡しによる下校 □震度4以下の地震が発生した場合 ⇒活動を中止して安全を確保する。 ⇒火災等、学校にとどまることができない場合は、2次避難場所である原宿外苑中学校に避難する。
下校中	○下校時刻に起床助教の悪化が見込まれる場合 ⇒学校待機又は一斉下校、保護者への引き渡し ○警報等の解除又は安全確認が下校時刻を過ぎる場合、もしくは安全な下校が困難であると判断される場合 ⇒保護者への引き渡し	□壁が崩れる、道路にひびが入る等、立ってられない程の地震が発生した場合 ⇒「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で安全姿勢をとり、ゆれがおさまるまで待つように指導する。 ⇒揺れが収まったら、身近にある「子ども110番の家」等に避難するか、自宅か学校のうち近い方へ向かうよう指導する。

弾道ミサイル発射等に関わる対応について	
登校前	⇒自宅待機とする。
在校中	⇒学校待機とする。※下校についてはHome & Schoolでお知らせします。
下校中	⇒建物内に避難し姿勢を低くして、窓から離れ、安全姿勢をとるように指導する。
学校等における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について	
□午後2時頃に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合 ⇒翌日の校内外での教育活動について、中止又は延期とする。＝自宅待機 この場合放課後クラブは、B会員のみ利用かつ保護者の送迎による登室・降室となります。 詳細は放課後クラブにお問い合わせください。	

問い合わせ先 副校長

3401-1707

	② 当日判断（午前6時30分時点） 渋谷区に特別警報・警報が発令されている場合であっても開室する。 ただし、渋谷区が警戒レベル3（高齢者等避難）を発令した場合は、保護者に対し利用を控えるよう依頼する。なお、登室した児童については受入れを行う。 警戒レベル4（避難指示）以上を発令した場合は、休室とする。
利用時間中	・ 警戒レベル3：早期引き取りを依頼 ・ 警戒レベル4以上：休室とし、引き取りを依頼

なお、上記基準にかかわらず、児童の安全を確保した放課後クラブの運営が困難であると判断した場合は、休室又は受入れ制限を行うことがある。

【参考】[避難指示等 | 渋谷区防災ポータル](#)

警戒レベル	
5	緊急安全確保（市町村長が発令） ※市町村等が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。
4	避難指示（市町村長が発令）
3	高齢者等避難（市町村長が発令）
2	大雨・氾濫・土砂災害・高潮に関する注意報等（気象庁等が発表）
1	早期注意情報（気象庁が発表）

『避難情報に関するガイドライン（令和8年3月）』を基に作成

（2）地震発生時（火山や噴火等も含む）

上記1「非常災害時における園・学校の対応ガイドライン」と同様

（3）「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

・ B 会員のみの利用とする。

平日で学校の教育活動が中止又は延期となった場合	上記1 非常災害時における園・学校の対応ガイドライン「学校等における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について」と同様の利用 ただし、 (1) 可能な限り、保護者送迎による登室・降室を行う (2) 行き帰りの熱中症予防のため、飲み物や日傘等を持参する (3) 極力、気温の高い時間帯を避けて帰宅する
長期休業期間や土曜日	同上

2 朝の見守り事業（朝キッズ）の利用可否判断について

- ・ 前日に警報等の発表が予測されている場合は、翌日の朝の見守り事業は中止とする。
- ・ また、前日正午の時点において、気象状況により児童の登下校の安全確保に支障をきたすおそれがある場合や、交通機関の混乱等が見込まれる場合は、翌日の朝の見守り事業は中止とする。

3 給食提供について

- ・災害の状況にもよるが、食材の納品状況や出勤した調理職員の人数の中で可能な限り給食提供を行う。献立内容や食材の変更についても無理なく、安全に提供できる範囲での変更については各校判断において行うこととする。ただし、学校の状況で実施が不可能な場合は、午前授業とする。
- ・給食を中止する場合、納入を止められる食材については、納入を止めるなどの対応を行う。

1について

教 育 指 導 課 柳 田（内線 5243） 03-3463-3024

2・3について

地域学校支援課 川 口（内線 4463） 03-3463-3068

4について

学 務 課 藤 本（内線 6061） 03-3463-2986

その他、学校安全管理に関することについて

教 育 政 策 課 島 田（内線 4018） 03-3463-2969